

秩父市農業委員会 令和7年 第2回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年2月21日(金)午後2時01分
- (2) 閉会日時 令和7年2月21日(金)午後3時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席	●	第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	欠席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第8号 買受適格証明願(農地法第3条)について (1件)

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第12号 農用地利用促進計画の意見について (1件)

議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に
該当するか否かの判断について (1件)

議案第14号 「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)
に関する意見について (1件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和7年 第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

5番 長谷川 玲 委員 及び 7番 豊田 恵男 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 農地改良等に係る届出書の受理についての番号1ですが、届出年月日や当事者の住所・氏名、土地の所在等は通知のとおりです。

工事の理由は、本届出地は先々月の令和6年第12回総会の諸報告でお伝えした農地改良届出地の隣接地であり、高さを合わせるために盛土したい、とのことでした。

改良する面積は2筆計●●●㎡、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

続いて2 通知書の受理についてです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっており、地権者からの申し出による合意解約でございます。

番号1が農林公社と耕作者との間で、番号2が所有者と農林公社との間での解約となります。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりで、同一の内容でございます。

次に3 農地法第5条の規定による許可の取消について 番号1は、●●●●●●●●において、ご審議をいただき同年●●●●付けで農地法第5条の規定による許可を受けていた案件でございます。都合により現在まで未着工であったが、この間、別な方から許可地内の一部において自己用住宅を建築したいという話があり、改めて計画内容を見直したいとして、今回取消の申請が提出されたものです。

最後に 4 農業用施設の設置について でございます。

番号1ですが、自宅と届出地が離れており、その届出地内に農業用倉庫を設置したいとのことで届出書が提出されました。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正を3か所お願いいたします。

まず2ページ議案第8号の申請地番の一番上、「●●●●番」を「●●●●番」に訂正をお願いします。

次に4ページ議案第10号の番号5ですが、議案書発送後に、「計画見直しのため」とのことで取下願が提出されましたので削除をお願いします。

3点目、5ページ議案第10号の番号7の面積に「●●●●㎡」とありますが単位の記載は不用でしたので「㎡」1文字を削除をお願いします。

訂正は以上です。

それでは、令和7年 第2回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	が2件
議案第8号	買受適格証明願（農地法第3条）について	が1件
議案第9号	農地法第4条の規定による許可申請について	が1件
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について	が9件
議案第11号	農用地利用集積計画の決定について	が1件
議案第12号	農用地利用促進計画の意見について	が1件
議案第13号	農地法第2条第1項に規程する農地に 該当するか否かの判断について	が1件
議案第14号	「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画） に関する意見について	が1件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第7号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(小川主幹) 私からは、番号1と2について説明いたします。

番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●畑1筆計●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の交差点の南西約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲受人は、申請地の隣接に住んでおり、現在所有している農地はございません。

●●●●●、●●●●●、●●●●●作付けを計画しております。

なお、贈与による所有権移転となっておりますが、譲渡人は、譲受人の叔父にあたります。

担当委員さんと現地を確認したところ、現地は、耕作されておりましたが、申請地の一部に一時的ではありますが、ストーブ用の蒔やボートが置いてありましたので、早急に除去するように指導をいたしまして、了承を得ております。

番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字●●畑2筆計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の交差点の東側約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲受人は、申請地の隣接に住んでおり、現在所有している農地はございません。

●●●●●等の野菜の作付けを計画しております。

耕うん機等の大型機械は保有しておりませんが、借りる当てはあるとのことでした。

現地は、不耕作地でございますが、草刈り等の管理はされておりました。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号1と2について意見を申し上げます。

2月18日に事務局、田口推進委委員と現地を確認しました。

まず番号1ですが、申請地は自宅のとなりで、管理されている状態でした。

概要は事務局説明のとおりで、蒔やボートがありましたが、片付けるとのことです。

作付計画もしっかりしているようですので、問題ないと思います。

続いて番号2ですが、こちらも申請地が自宅のとなりであり、管理するにはよいのではと思います。

保全管理状態ですが、暫く耕作していなかったようですので、かなり大型の機械で耕うんを市内と耕作できるようにはならないのかなと感じました。

耕うん機を借りる契約もできているとのことですので、大丈夫かなと。

また●●●●●、●●●●●などを作付けするという計画もしっかりしていますので問題ないかと思えます。

特に問題ないと考えます。

ご審議をよろしく願いいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。

まず番号1ですが先日、現地を確認しました。

事務局、新田委員2人の話のとおりで、譲受人は譲渡人の●●●として、以前からこの申請地を借りて作付を行っていました。

今回は贈与で取得するとの話がまとまったとのことでした。

蒔やボートは譲渡人が所有しており片付けるとのことです。
譲受人は若い方で新規就農ですが、今までも耕作をされていたので、問題ないと思います。

番号2も、譲受人の自宅のとなりが申請地で、条件はいいのですが、不耕作の状態が長かったため、大きなトラクターなどで耕す必要があると思います。

新規就農ということで期待しております。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質問等はございますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第8号上程 買受適格証明願（農地法第3条）について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第8号「買受適格証明願（農地法第3条）について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 私からは議案第8号 番号1について説明します。

議案書の2ページをご覧ください。

申請者、申請地、申請事由等については、議案書記載のとおりです。

これは、関東信越国税局で実施する公売に参加するため、農地法第3条の規定による許可を必要とする買受申出人として、許可を受けられる者であることの証明願いでございます。

公売参加事由としては、申請人は新規に農業を行いたいとして、入札に参加したいために申請されました。

申請地は、●●字●●畑 3筆 合計 ●●●㎡、●●●●番●と●●●●番●が農振農用地（青地）、●●●●番●は白地でとなっています。

案内図をご覧ください。

申請地は、国道299号と皆野秩父バイパスが交わる●●●●●から南西に約●●●km付近にある農地です。

立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

申請人は申請地から車で15分程のところに居住しており、年間をとおして●●●●を栽培するとのことで、作付計画では、●●●●、●●●●●、●●●●●などの夏野菜、●●●●●などの秋野菜、●●●●●、●●●●●などを栽培する計画となっています。

農機具は耕うん機1台をリースにて取得する予定です。

先日、豊田委員・栗原推進委員と現地を確認したところ、まったく管理されておらずかなり荒

廃が進んおり、耕作できる状態にするためには重機等を使わなければならいだろうと思われ
るほど荒れていました。

今後の流れとしましては、この総会で「買受適格証明願」が承認されますと、当委員会での証
明書を発行することとなります。

その後入札が実施され、申請者が落札した場合は、本日の審査を持って3条の許可相当とな
り、会長専決事項となりますので、その月の総会の諸報告での報告となります。

なお、この物件の入札期間からみますと、今後も入札希望者が買受適格証明願を提出するこ
とが考えられますので、守秘義務についてご配慮願います。

私からの説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

公売に参加するための証明願とのことで、よろしく願います。

皆さまのご審議をよろしく願います。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

概要は事務局、豊田委員の説明のとおりです。

意見も豊田委員お話のとおりです。

ご審議よろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3区 小久保 健司推進委員 3区推進委員の小久保です。

入札とのことですが、いつ頃行われるのですか。

事務局（江田事務局長） 開札予定は●月●●日と思います。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。

現地はかなり荒れている状態との説明でしたが、農業委員会で証明するとのことですので、耕
作できるかかなり疑問を感じます。大丈夫なんでしょうか。

事務局（江田事務局長） 今回農地を農地として取得したいとのことで、3筆について証明願が申
請されましたが、公売には他に宅地や家屋、物置も対象となっております、代理人に伺った
ところ、申請人はすべて購入希望とのことでした。

公売による農地取得のためにはこの買受適格証明願の証明が参加の条件となっております。

また、申請者のご職業が土木業とのことですので、重機等で整地、耕うんすることは可能と思
われます。

5区 高田 忠一推進委員 5区推進委員の高田です。

農地を農地として取得するという3条の申請ですから、農地以外にはできない訳ですよ。

仮にここで許可すると、その後は総会に掛からず取得できるのですよね。

農地として耕してもらえれば問題ないのですが、取得してすぐ別の用途に使うかもしれな
いと考えると、この議論は一体何なのかということになってしまうと懸念しますが、いかがで

現在、敷地として利用しているため、資金計画はありません。

2月14日芦田委員と現地確認したところ、宅地として利用されていました。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号1について意見を申し上げます。

先日現地確認を行いました。

事務局説明のとおり、昨年10月の総会にて本申請者の案件を協議いただきましたが、その中で適切な農地利用等様々なご意見をいただきました。元農業委員でもあることもあり、違反状態を是正するべきではとのことで、事務局からの指導もあり今回申請に至りました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第9号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案についてはそのように決しました。

議案第10号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から2について説明します。

まず、番号1について説明します。

議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 畑 4筆 合計●●●●m²で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

一体利用地は宅地 1筆 ●●●●●m²で、申請地と合計した面積は●●●●●m²です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●から東に約●●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲です。

申請事由について説明します。

不動産業を営む譲受人が住宅地として適した土地を探していたところ、耕作を行う意思がない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

計画では、申請地を買受け分譲地2区画を造成し販売を行う予定です。

なお、申請地は平成●●年頃から駐車場として利用されています。

申請地の一部は過去に住宅、物置及び資材置場として農地転用の許可を得ていますが、登記地目を変更しないまま駐車場に利用形態を変更してしまったため、当時の許可を根拠に地目変更を行うことができません。

そのため改めて農地転用の手続きを行っています。

また、申請地の隣接地に譲渡人が所有する農地がありますが、こちらも駐車場として利用され違反転用状態になっております。

この違反部分については、今後担当職員と委員が譲渡人へ是正を行うように説明を行う予定です。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。

また、隣接地に承諾書が必要となる農地はありません。

現地を確認したところ一部が駐車場として利用されておりました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●●畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

一体利用地は宅地 1筆 ●●●●●㎡で、申請地と合計した面積は●●●●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から南東に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲です。

申請事由について説明します。

不動産業を営む譲受人が住宅地として適した土地を探していたところ、耕作を行う意思がない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

計画では、申請地を買受け分譲地3区画を造成し販売を行う予定です。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。

また、隣接地に承諾書が必要となる農地はありません。

現地を確認したところ、不耕作状態で一部には砂利が敷かれておりました。

この砂利敷き部分については、現地確認後に代理人を通じて始末書が必要である旨を説明しており、後日書類を提出していただく予定です。

私からの説明は以上です。

事務局（小川主幹） まず番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●●●字●●畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の東側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断い

たしました。

転用目的は、蓄電所の建設を計画しております。

申請事由につきまして、譲受人は申請地を買受け、再生エネルギーの普及促進及び販売のため、系統用蓄電池事業を計画いたしました。

この系統用蓄電池事業というのは、最近、国が推進している事業でございます、電力が余る時間帯に蓄電して、電力が不足する時間に放電をする設備でございます。

太陽光発電のように自前で発電して、それを売電するものではありません。

いわば安いときに電気を買って、高いときに電気を売ること、差益を得る事業でございます、そのことが広く電力の安定化にもつながるということとなります。

資金計画等は整っております。

申請地は不耕作地でございます。

次に番号4番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の南東側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張を計画しております。

譲受人は、申請地の隣に居住しておりますが、家族が増え、駐車場が不足するため、申請地を購入し、駐車場、物置場として利用したいとのことです。

現地には、すでに車庫とか、物置がありますが、以前から農業用機械の車庫、農業用資材の物置として譲渡人が利用していたとの始末書が添付されております。

次に番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、令和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の南側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅を計画しております。

申請事由につきまして、譲受人は、市内のアパートに居住しておりますが、日常手狭になってきたので、妻の実家がある隣の土地に新築住宅を計画しました。資金計画等は整っております。

現地は、不耕作地でございます。

私からの説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号7と8について説明します。

まず番号7ですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、 ●● 字●● 田 1筆 ●●●㎡、譲渡人が 昭和●●年売買により取得した

土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は国道299号●●●●●●●●から北北東に約●●●mの所となります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、本案件は「結婚を機に独立、申請地に自己用住居を新築したい」として、令和●年●月総会にて審議され、許可相当で県に進達いたしました。その後「接道要件」が満たないことが発覚し、同年●月に取下願いが出され、受理されました。

その後、接道要件を満たすための手続きを行ったため、今回改めて申請されました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画は整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地はありません。

先日、長谷川委員と現地調査を行ったところ、前回の現地調査のときと変わりなく●の木が●●本ほど植えられており、地目は田ですが田としては長く耕作されていなかったと思われます。

次に番号8ですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●畑1筆●●●m²、譲渡人が平成●●年相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は旧秩父橋から北に約●●●mの所となります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は貸戸建住宅の建設です。

申請事由ですが、今後需要が見込まれる貸戸建住宅2棟を建築したいとして、申請されました。

権利の種類は使用貸借権で資金調達計画は整っており、隣接農地承諾書が添付されております。

先日、長谷川委員と現地調査を行ったところ、きれいに整地されており、5mほどの●や●●●が数本植えられている状態でした。

なお、県道からの進入路(スロープ)が敷設されておりましたが、平成●●年●月に農業用施設に係る届出を行っており、同月の総会諸報告で伝達されております。

説明は以上となります。

事務局(新井主査) 続きまして、番号9について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●●字●●畑1筆●●●●●m²のうち●●●●●m²で、未登記であることから、相続人全員の申請となっています。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●地区と●●●●●●●●地区を結ぶ広域農道の●●●●●●●●から西北西、約●●●●●m

に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、老人ホームに入所しておりますが、以前居住していた申請地で、親族の娘と同居し介護を受けたいと建設を計画していたところ、居住していたところが、農地であったことが分かり申請に至りました。

なお、最近まで建物があつたことから、始末書が添付されています。

資金調達計画は整っています。

また、隣接の畑 1筆の同意書が添付されており、市道などの公有地があり、最近まで建物があつたことから、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

2月14日 現地を確認したところ、更地の状態でした。

続きまして、番号10について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から北西約●●●kmで、主要県道皆野両神荒川線沿いに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、妻とともに●●地内の民間アパートにて生活しておりますが、妻の両親の面倒を見るため、自己用住宅の新築を考えておりました。

今回、譲渡人、親族である妻の父の土地を使用貸借契約により、申請地に住宅を建築し居住したく、今回の申請となりました。

資金調達計画は整っています。

また、隣接の畑は、譲渡人の土地で、市道など公有地があり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

2月14日 現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1と2について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

まず番号1ですが、概要については事務局説明のとおりです。

現地を確認したところ、ちょっと複雑でして、現在は駐車場として使っていますが、以前住宅、物置及び資材置場として農地転用の許可を受けていたのですが、登記地目を変更しないままでした。

そのため今回改めての申請となったわけですが、進入路の両側も駐車場として使っていて、今

回の申請とは関係ありませんが、ここが転用許可を受けていませんので、違反状態となっています。

農地パトロールではこの部分が反映されていないため、判定入力をしていないのですが、今後指導していく必要がある状況です。

今回の申請に影響はないとのことですが、このような状態が他にもあると思いますのでこのようなことが判明したときは対応していくべきと考えます。

今回はやむを得ないと判断しました。

続いて番号2についても、事務局説明のとおりです。

現地を確認したところ、1/3ほど砂利敷いてありまして、そのあたりが気になりました。

本来であればこの審議のときに始末書が添付されているべきですが、間に合わないとのことで、後日提出するとのことでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号3と4について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局からの説明のとおりです。

まず番号3についてですが、譲受人は当該農地に太陽光発電等で生み出された電力の蓄電所を建設したいとのことでした。

当該農地を確認したところ、隣接する農地は無く、譲渡人も●●●在住とのことでやむを得ないと判断しました。

次に番号4ですが、譲受人は当該農地を隣接する自宅の敷地拡張のため利用したいとのことでした。

当該農地を確認したところ、転用許可を受けないまますでに譲渡人により農機具用の車庫及び倉庫が設置されておりました。

無断転用に対しましては始末書が添付されており、また当該農地に隣接する農地も無いことから、やむを得ないと感じました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号6について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

譲受人は現在市内のアパートに在住とのことですが、手狭になり自己用住宅を新築したいとのことでした。

妻の実家の近くで、現状は不耕作です。

特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号7と8について意見を申し上げます。

まず番号7ですが、前回接道要件が満たなかったということで、一度取り下げられた訳ですが、要件を満たし、また、隣接の方からの承諾もあるとのこと、特に問題ないと思います。

次に番号8ですが、貸戸建住宅の建設とのこと、隣接の方の承諾もあり、まだ、入居の方は決まっていますが、市内ではアパートを建てるとすぐに入居者が決まるような状況ですので、秩父市は移住者からも注目されていますので、特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号9について意見を申し上げます。

申請者は高齢で、娘さんと同居するための申請ということで、始末書も添付されておりやむを得ないかなと判断しました。

また、番号10については、申請理由に自宅に隣接した畑で農作業をしながら、自然の中で子育てをしたいとあり、子どもが減少している中で、移転していただけることはありがたいですし、奥さまの両親の面倒見守るという意味でも、やむを得ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第10号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案についてはそのように決しました。

暫時休憩とします。再開は午後3時30分といたします。

・・・休憩・・・

議案第11号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 私からは番号1について説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和7年2月10日付けで秩父市長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付人、貸付に係る土地等については議案書の6ページをご覧ください。

申請地は、●● 字●●● 畑 1筆 ●●●●m²のうち●●●m²です。

案内図をご覧ください。

申請地は、国道299号と●●●●●●●●●●が交わる●●●●●●●●●●から南西に約●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和7年5月1日から10年間で、使用貸借権設定となっております。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなります。

ので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することになります。

なお、豊田委員、栗原推進委員と現地を確認したところ、すでにハウスが建っており、イチゴの苗床としてすぐにでも利用可能な状態でした。

説明は以上となります。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1について意見を申し上げます。

貸付人と農林公社との貸し借りの内容です。

こう言っては申し訳ありませんが、農林公社が借り受ける場合は貸す相手が見つかってない
と受けないそうですが、今回はしっかりしているので問題ないと思います。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

事務局及び豊田委員の説明や意見のとおりです。

特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号について、市長からの申し出のとおり決定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第12号上程 農用地利用促進計画の意見について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第12号「農用地利用促進計画の意見について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） それでは、議案第12号の番号1について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和7年2月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先ほどの議案第11号におきまして農用地利用集積計画を決定いただいたものです。

借受人は●●●●氏で、配分を受けた後は、●●●●●●として使用することです。

賃借期間は、令和7年5月1日より10年、使用貸借ですので賃料は発生しません。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1について意見を申し上げます。

先ほど議案第11号でもお話ししましたが、貸付人のところで借受人が2年ほど●●●●●●について修行をしていますが、今は別のところで修行していますが、今度自分で事業を始めることとなり、一部を貸すことになったようです。

特に問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

事務局及び豊田委員の説明や意見のとおりです。

特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第13号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか

否かの判断について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第13号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（新井主査） 番号1について説明します。

案内図をご覧ください。

一般県道下日野沢・東門平・吉田線 ●●●●●●●●から 東北東 約●●●●m に位置する土地でございます。

申請地は ●●●● 字●● 畑 2筆 ●●●●㎡ この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があり、2月14日に芦田委員、新井推進委員、岡田推進委員と現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により、現地調査を行いました。

申出者は以前、●●地区に住んでいましたが、就職に合わせ一度転出し、昭和●●年頃、結婚に合わせ、●●●●に転入したものです。

●●年前、就農し現在も農業に従事していますが、●●●●●●に父から相続し、所在も分からない農地があり、確認したところ、林道からのアクセス道路も無く、日当たりも悪く、周囲も林野化しているとの申し出です。

なお、写真のとおり、林道からの歩いて、10分位の時間を要し現場に行くのも急勾配で、赤道から進入し、周囲のほとんどが人工林となっており、日当たりも悪く、特に沢沿いは急斜面の雑木林となっている土地でした。

写真の①②③は沢沿い、そこを登ると多少緩やかなところが④⑤となります。

なお、平成●●年以降、農地確認調査でも、赤判定となっておりました。

以上のことから、2筆 ●●●●㎡については、森林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であると判断いたしました。

以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号1について意見を申し上げます。

申請地は、道路から急斜面を一度下りて、沢を渡って急斜面を登る場所で、全体的に山林化している状況でした。

農地として復元することは困難であると判断しました。

ご審議よろしく願いいたします。

5区 新井 明弘推進委員 5区推進委員の新井です。

この場所は私が農地パトロールで判断しているところで、林道から山に入り500m位下りて沢を渡ってまた登るようなところです。

写真で見るよりも勾配はきつく、判定は赤としています。

非農地判断はやむを得ないのではと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

5区 岡田 英幸推進委員 5区推進委員の岡田です。

先日現地を確認いたしました。

皆さまのご意見と同じでして、周囲が山林であり、畑に戻すことは困難であると思います。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。
質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、「農地に該当しない」と判断することに決しました。

議案第14号上程 「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）

に関する意見について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第14号「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

農業政策課（桑原主幹） 農業政策課の桑原と申します。

議案第14号の地域計画について、ご説明申し上げます。

先月の総会におきまして、策定予定地区のうち半分の8地区についてご審議いただいたところですが、今回は残りの8地区についてご説明いたします。

先月に引き続きということで、地域計画の詳細や細かい説明については省略させていただきます。

今回ご審議いただく8地区ですが、昨年11月の総会において、「中山間直接支払い補助金という補助金を引き続き受けられるようにするため」ということで、急きょ8地区の策定が必要となったとの説明をいたしました。限られた期間であったため関係者を絞り込んだ協議の場について、先月の●●日、●●日、●●日に、それぞれ尾田蒔3地区、吉田4地区、荒川小野原にて開催いたしました。

急なご連絡の中でご出席いただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。

これらの会合で頂戴したご意見をとりまとめて計画案としたものを先日農業委員会から議案と一緒に送付いたしました。

ここからは前回同様、計画本体の説明に移らせていただきます。

お配りいたしました8地区の地域計画と、付随する目標地図をスライドに流しますので、ご覧いただければと思います。

最初に中郷・坊平地区から順にご説明いたします。

中郷・坊平地区は主に田村地区の北側の地域です。全面積は4.5ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、後継者がいない状況であり、持続的な農地利用を進めるため、担い手への集積を図る必要があるということで、将来の在り方としては、経営を退く農業者は中間管理機構へ農地を貸し出すこと、未整備地は将来的に担い手へ集積・集約を図る、といった内容です。

担い手への集積率は現状が53.3%、目標は64%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●名です。

続きまして西蒔地区について説明いたします。

西蒔地区は主に上蒔田地区の南側の地域です。

全面積は6.7ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、土地改良事業が実施された高機能な水田があるものの、効率的な農地利用に問題があるということで、将来の在り方としては、経営を退く農業者は中間管理機構へ農地を貸し出す、中長期的に集約化を図る、といった内容です。

担い手への集積率は現状が56.7%、目標は68.1%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●●名です。

続きまして中蒔田・戸井ノ口地区について説明いたします。

中蒔田・戸井ノ口地区は主に中蒔田から下蒔田南端にかけての地域です。

全面積は28.7ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、土地改良事業が実施された高機能な水田があるものの、効率的な農地利用に問題があり、周辺の畑にいたっては田のように関心が高くないということで、将来の在り方としては、経営を退く農業者は中間管理機構へ農地を貸し出す、担い手が上手く共存できるよう、協力・調整して集約化を図り、畑についても営農組合にて活用していく、といった内容です。

担い手への集積率は現状が72.5%、目標は87%

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●●名です。

続きまして桜井地区について説明いたします。

桜井地区は下吉田の南側、赤平川右岸の地域です。

全面積は6.7ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、協定者にてポンプや草刈りなどを管理しており、元気なうちに後継者に継承していきたい、収穫時の人出確保に努めて農地を維持管理したいということで、将来の在り方としては、引き続き水稻やシイタケ栽培などの地域の農業を守っていく、といった内容です。

担い手への集積率ですが、現時点では0%ということで集積は行われておりません。

一応の目標は10%といたしました。

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●名です。

続きまして室久保地区について説明いたします。

室久保地区は吉田阿熊地区の阿熊下と中の地域です。

全面積は2.6ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、野菜や果実等の耕作を行っているが、シカやイノシシなど獣害が発生しているということで、将来の在り方としては、高齢化が進んでいるため、集落全体で農道等の管理に努めたり、防護ネット設置などの被害防止対策により、引き続き花木や果樹を生産していく、といった内容です。

担い手への集積率ですが、現時点では0%ということで集積は行われておりません。

一応の目標は10%といたしました。

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●名です。

続きまして太田部地区について説明いたします。

太田部地区は上太田部、下太田部と点在した地域です。

全面積は3.3ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、急傾斜地で山菜などを栽培しているが、高齢化や鳥獣被害により耕作放棄地が増えるおそれがあるということで、将来の在り方としては、集落全体で協力して農道等の管理に努めたり、防護ネット設置などの被害防止対策により、引き続き山菜などの生産を行っていく、といった内容です。

担い手への集積率ですが、現時点では0%ということで集積は行われておりません。

集積を行うことで集落の手から離れるのはよくないとの意見が出ており、目標は0%といたしました。

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●●名です。

続きまして沢戸地区について説明いたします。

沢戸地区は吉田石間地区の中腹の地域です。

全面積は7.8ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、野菜や果樹等の栽培を行っているが、保全管理のみのところも多く、集落全体で高齢化が進行し、鳥獣被害も多く、農地の管理に苦慮しているということで、将来の在り方としては、高齢化が進んでいるため、集落全体で農道等の管理に努めたり、防護ネット設置などの被害防止対策により、引き続き野菜や果樹、景観作物などを生産していく、といった内容です。

担い手への集積率ですが、現時点では0%ということで集積は行われておりません。

一応の目標は10%といたしました。

目標地図に位置づけられた農業者は全部で●●名です。

最後の荒川小野原地区について説明いたします。

荒川小野原地区は小野原地区の傾斜地中心の地域です。

全面積は5ha、内訳は以下のとおりです。

現状及び課題としては、水路、農道、獣害防護柵の管理を協定者が協同で管理を行い、遊休農地化の予防や解消に努めているということで、将来の在り方としては、現状維持が可能と考えているものの、効率的な農業を目指していく必要もあり、6次化産業化できる作物を検討しつつ、従来通りの果樹や露地野菜の生産を続ける、といった内容です。

担い手への集積率は現状が8%、目標は10%、目標地区に位置づけられた農業者は全部で●●名です。

地域計画の説明は以上でございます。

各地区の「地域計画」の記載内容について、ご意見などありましたら頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

事務局（江田事務局長） 休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号について、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年 第2回定例総会を閉会いたします。